

vol. 2302

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL/(097)556-2838 FAX/(097)556-8998 MAIL/ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】(株)佐伯コミュニケーションズ 【売価】30円(組合員の購読料は組合費の中に入れて徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

- 両教組2023年度春闘要求書提出
- 第2回教員採用試験対策講座
- 「自主的活動ではありません！」

両教組 2023年度春闘要求書提出

6月28日(水) 9:30~ 県庁別館 教育委員室

20年ぶりの知事交代となる選挙が4月に行われたため、春闘交渉の日程調整が困難を極め、今年度の春闘は地公労交渉に一本化されました。そのため、今年度に限り、要求書の手交と文書回答をもって任命権者交渉に代えるという特例的な措置をとることになりました。

高教組・県教組合同で、渡辺登理事に対し「賃金引上げ等に関する要求書」を提出する会を実施し、高教組からは書記長・書記次長の2名が参加しました。両教組を代表し、近藤直美県教組副委員長が、「教職員が笑顔で元気で働き続けられる職場であることが大切である。時間は限られているが、本日の会を、そのための会としたい」と述べ、これに対し、渡辺理事は、「教育振興のために尽力していることに感謝している。皆様の意見をしっかりと聞きたい」と応え、会は始まりました。渡辺理事に要求書を手交後、要求書の項目について、以下のような説明を行いました。

〈要求書の主な要求項目〉

- 賃金改善 今年度、民間春闘では高水準の賃金引上げが報告されている。教職員の生活を守るため、物価上昇を上回る賃金改善を図ること。
- 通勤手当 高速道路利用手当は改善されたが、未だ実費負担している職員がいる。
- 臨時採用教職員の待遇改善 病休が無給であることなど、まだ課題は残されている。
- 定年延長 主任・担任などを担う等、「業務は減らず、賃金は減る」という状況になっている。
- 超勤縮減 喫緊の課題である。具体的・実効的な方策を示すこと。労安体制の整備・充実を図ること。
- 地域間格差 地域の学校の定員割れなど、課題が多い。課題の解決を図ること。
- 採用 全ての職種での採用試験を実施すること。
- 研修履歴 研修履歴の記録については、校内研修・自主研修などを含めること。また、教職員の負担とならないように留意すること。

賃金引き上げ等に関する要求について (回答)

令和5年6月28日付けで要求のあったこと
に対して、下記のとおり回答します。

記

- 1 賃金及び諸手当に関する事項については、今後、人事委員会の勧告等をまっとう、誠意をもって話し合っていきたい。
- 2 労働時間短縮、休日・休暇制度に関する事項については、誠意をもって話し合っていきたい。
- 3 労働安全衛生に関する事項については、今後とも努力していききたい。
- 4 その他の勤務条件に関する事項については、今後とも誠意をもって話し合っていきたい。

両教組書記長から補足を述べる場があり、高教組からは窪田書記長が以下の2点について強く要求しました。

- 学校司書の採用年齢要件 人事委員会では、県教委からの要請があれば特に止めるものではない、との発言をもらっている。教育委員会として、ぜひとも前向きに検討していただきたい。
- 定時制の調理員 定時制課程では給食も教育の一環として大きな役割を担っている。会計年度任用職員としての業務ではその任にあたるのは非常に困難である。喫緊の課題として、採用・職責などについて検討してもらいたい。

渡辺理事からは、「任命権者として主体的に取り扱いたい」「要望をしっかりと聞きたい」等の口頭回答がありました。文書回答は6月30日に受け取りました。

引き続き、交渉・労使協議等のあらゆる機会を通して私たちの要求を伝え、具体的な改善の回答を得られるよう、とりくみます。

第2回教員採用試験対策講座

とき 7月1日(土) ところ 教育会館

7月1日(土)教育会館にて、第2回教員採用試験対策講座を行いました。今回は、TAC株式会社様による「教育時事」「教育法規」の講座を実施しました。参加者からは、「前回参加後、過去問の平均点が上がった。過去問のみでは分からないところを教えてくれるのはありがたい」「1次試験はもちろん、2次試験や日頃の授業で役立つ話もあり、有意義な時間となった」「あと1週間で一次試験があり不安だったが、しっかりとポイントを学習できてよかった」などの感想をいただくなど、第1回同様、大変好評でした。あいにくの雷雨の中、参加してくれた先生方、お疲れ様でした。

大分高教組は、教職員を目指すみなさんを精一杯支援します。



「自主的活動ではありません！」

2016年富山県滑川市で中学校に勤務していた40代教諭がお亡くなりになり、長時間勤務が原因だとして、ご遺族が県と市に対して損害賠償を求めた裁判の判決が7月5日に出了ました。市側は、長時間勤務の多くを占めた部活動指導について「自由裁量によって行われた」と主張していましたが、判決では、「原則すべての教員が部活動顧問をすることになっていた」「校長は、勤務実績簿等から状態を把握でき是正する義務を負っていた」等の学校現場の実態から、「安全配慮義務を怠った」として損害賠償の支払いを命じる判決となりました。タイムレコーダーで勤務実態を残すことが「安全配慮義務」を生じさせる一助となることを証明してくれたのだと考えます。

これまで、時間外手当に関する訴訟などでは、「給特法」の根拠通りの「教員の活動の多くが自発的行為」という判決が下されてきました（「給特法」が、50年前に残業訴訟に対して作られた法律なので当然ではあるのですが…）が、今回は初めて「職責を全うするために行われた」と認められたわけです。判決後すぐに、市は「控訴しない」とし、11日、知事が「今回の判決を受け止め、県教育委員会とともに市町村と連携しながら、教員の働き方改革や多忙化解消を着実に進めていくことが大きな使命」と述べ、県も控訴しないことを決めました。

裁判が行われる7年の間に教職員の労働環境に社会が大きく注目するようになったことは、判決や行政側の態度に影響しているのではないかと思います。

お亡くなりになった方のご冥福をお祈りするとともに、二度と同じ悲劇を繰り返さないために、この判決が教育界を大きく変える一石となることを願っています。